



# 広島県報

号 外  
第 20 号

発行所 広島県総務部  
総務管理司文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目 次

### 監査委員公表

広島県職員措置請求に係る監査の結果

## 監査委員公表

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第四項の規定により、三原市  
宮野五丁目十七番二十五号、水田 敏宏の請求に係る監査を次のとおり執行したのべ、回  
規程によりその結果を公表する。

平成十九年二月二十一日

広島県総務部	監	査	委	員	公	表
同	田	敏	宏			
同	近	高	光			
同	橋	義	則			
同	章					

### 広島県職員措置請求に係る監査の結果

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項の規定により、広  
島県職員措置請求について、次のとおり監査を執行した。

平成19年2月21日

広島県監査委員	坪	川	徳	巳
同	田	辺	直	史

### 第1 監査の請求

1 請求人

同 高 橋 義 則  
同 近 高 光 章

三原市宮浦五丁目17番25号 水田 敏 宏

2 請求書の受付日

平成18年12月26日

3 請求の要旨

広島県立広島北養護学校長は、2006年5月24日から25日の1泊2日で「第59回全国高  
等学校長会(東京都)」へ公務出張し、出張旅費52,224円を受領した。

さらに同校長は同年6月19日から22日に行われた「平成18年度(第43回)全国特殊学  
校長研究大会(東京都)」へも3泊4日で公務出張し、出張旅費82,986円を受領してい  
る。

「第59回全国高等学校長会」へは、70名の広島県立学校長が参加しているが、同校長  
以外はすべて高等学校長で、他の言・ろう・養護学校長は誰も参加していない。

養護学校長である同校長は、全国の言・ろう・養護学校長を対象とした「平成18年度  
全国特殊学校長研究大会」へ参加しているのだから、高等学校長が参加する「第59回全  
国高等学校長会」へ散えて参加する必要性はない。また、同校長の復命書の記述を見て  
も、参加しなければならない必要性があるとは思えない。

毎年のように旅費予算が減額され、学校現場で遭える十分な出張旅費がない状況で、  
2つの「全国校長会」へ参加して何日も学校を空け、さらに多額の旅費を遣うことは県  
費の浪費にあたると思われる。

また近年、同校長を含む県立学校長は「旅費が足りない」ことを理由に教職員の出張  
を厳しく制限している。そのため、教員が「生徒引率を『年休』を取得して行った」と  
いうことも起きており、校長だけが無制限に出張することは不当であり、校長は限られ  
た旅費の用途について率先して「無駄遣い」をしないよう努める義務があると思われる。

同校長は、出席する必要のない会議に出席し、多額の県費(出張旅費)を浪費して広  
島県に損害を与えているので、出張を取り消し旅費を返金するように求める。

4 請求の要件審査

法第242条に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、  
違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、契約の締結等の財務会計上の行為がある  
と認められるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管  
理を怠る事実があると認めるときは、当該行為の防止、是正若しくは当該団体の被った  
損害の補てん等を図るために、当該団体の住民が監査及び必要な措置を講じることが請

求することを認めたものである。

本件請求は、広島北養護学校長の「第59回全国高等学校長協会総会・研究協議会（東京）」出席に係る旅費支出についての措置請求であり、法第242条所定の要件を具備しているものと認めた。

5 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、平成19年1月17日に、追加資料（補足資料）の提出があり、平成19年1月19日に請求人の陳述の聴取を行った。また、陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき教育委員会事務局を立合わせた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求人は、「旅費予算が不足する状況の中で、養護学校長を対象とした「平成18年度全国特殊学校長研究大会」へ参加する広島北養護学校長は、高等学校長が参加する「第59回全国高等学校長会」へ敢えて参加する必要性はない。」と主張するが、住民監査請求は、違法・不当な個々具体の財務会計上の行為によつて果が被つた損害の補填を図るため、監査及び必要な措置を講ずることを請求することを認めたものであり、本件請求については、要件審査において法第242条所定の要件を具備しているものと認められた。広島北養護学校長の「第59回全国高等学校長協会総会・研究協議会」出席に係る旅費の支出を監査の対象とした。

2 監査の対象機関

法第242条第4項の規定により、教育委員会事務局及び広島北養護学校を監査の対象機関とし、平成19年1月19日に監査を実施した。

第3 監査の結果

1 監査対象機関の説明

(1) 全国高等学校長協会について

全国高等学校長協会は、高等学校、中等教育学校及び高等部を置く旨・ろう・養護学校の教育の振興を図ることを目的として設立された任意団体である。

会員は高等学校、中等教育学校及び高等部を置く旨・ろう・養護学校の校長若しくは校長事務取扱者等であり、広島県ではすべての県立学校長が加入している。

また、全国高等学校長協会には、15の部会、100の委員会が設置されており、部会の中に「特殊教育を主とする部会」がある。

(2) 第59回全国高等学校長協会総会・研究協議会について

第59回全国高等学校長協会総会・研究協議会は次のとおり開催された。

ア 開催日時 ・ 第1日目 平成18年5月24日（水）12:30～16:30

・ 第2日目 平成18年5月25日（木）9:30～11:40

イ 開催場所 東京都府中市浅間町1-2 府中の森芸術劇場

ウ 内 容

(ア) 第一日目 12:30～13:15 総会

13:15～13:35 祝辞 文部科学大臣（代読）  
都道府県教育長協議会会長

13:45～14:45 講話 文部科学省初等中等教育局長  
15:00～16:30 講演 演題「わが国の教育を考える」  
講師 独立行政法人 大学評価・学位授与機構

(イ) 第二日目 9:30～11:30 研究協議会 各地域ブロッツ等による事例発表  
11:35～11:40 閉会挨拶 全国高等学校長協会会長

(3) 旅行の必要性について

教育改革が急速に進められている今日、積極的に全国状況を把握し、学校の教育活動に活かしていくことは、学校経営を改善させていくうえで重要である。

「第59回全国高等学校長協会総会・研究協議会」は、国の教育改革の動向や全国の特徴ある取組みを幅広く学ぶ機会であり、極めて有意義である。この会議の事例発表で報告された、「授業評価アンケートの実施を通じての授業改善の取組み」は、広島北養護学校の教科指導力の向上に有効と考え、具体的に取組み予定であり、「環境防災科」の報告は、広島北養護学校でのボランティアへの取組みや地域との連携などの中で、具体的な取組みをする上で参考とした。

また、「平成18年度全国特殊学校長研究大会」は全国高等学校長協会・研究協議会とは異なり、特別支援教育の充実に向け、専門性を高めていくのに有効なセッションの開催や、実践発表、研究協議等が行われており、旨・ろう・養護学校の教育内容の改善に向け、欠かすことができない研究大会である。

それぞれに意義のある大会であり、学校運営状況や旅費予算を勘案し、今回は両大会ともに広島北養護学校の教育活動を進めていくうえで参考になると判断し、参加した。

(4) 旅行命令について

職員の旅費に関する条例（昭和28年広島県条例第23号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によつて行われなければならない。県立学校の職員へ旅行命令を行う権限は、県立学校長に対する事務委任規程（昭和38年広島県教育委員会教育長訓令第2号。以下「事務委任規程」という。）第1条第5号の規定により、県立学校の校長に委任されている。

当該旅行に係る旅行命令は、条例等に基づいて、広島北養護学校長が決裁した。  
 なお、旅行期間は平成18年5月24日から25日の1泊2日としているが、「第59回全国高等学校長協会総会・研究協議会」の日程に照らして、妥当であると考えている。

(5) 旅行の報告について  
 旅行の復命は、総会・研究協議会資料を添付した復命書により平成18年5月26日に行った。また、校長、教頭、事務長及び部主事で構成する管理職会議並びに管理職及び主任で構成する校務運営会議において復命内容の口頭説明を行った。さらに資料については管理職・主任全員に回覧を行い、各人の研究資料として共有することとした。

(6) 旅費の支出について  
 旅費は所定の手続を経て、平成18年10月5日に52,224円支出した。内訳は、次のとおりである。

支出額	52,224円
鉄道賃	37,140円
車賃	684円
支出内訳	
日当	2,600円
宿泊料	11,800円

2 事実関係等の確認

請求人から提出された証拠資料及び監査対象機関から提出された監査資料により確認した事実関係等は、次のとおりである。

(1) 全国高等学校長協会について

全国高等学校長協会は、全国高等学校長協会規約第2条でその目的を「高等学校、中等教育学校及び高等部を置く旨・ろう・養護学校の教育の振興を図ること」としている。また、同規約第4条で、高等学校、中等教育学校及び高等部を置く旨・ろう・養護学校の校長若しくは校長事務取扱者を正会員としている。

広島県の県立学校長はすべて同協会の会員であり、広島北養護学校長も会員であることを確認した。

(2) 旅行について

ア 「第59回全国高等学校長協会総会・研究協議会」の内容

「第59回全国高等学校長協会総会・研究協議会」の内容は、国の教育改革の動向や学校運営に係る全国の特徴ある取組みの事例発表であり、学校運営に関するものであることを確認した。

イ 旅行命令手続

本件旅行について、旅行命令簿を精査したところ、条例等諸規程に基づいて、旅行命令手続がなされていることを確認した。

ウ 旅行の実施

全国高等学校長会発行の参加証明書及び都内宿泊施設の宿泊証明書により、旅行の実施を確認した。

エ 旅費の支出手続

本件旅行に係る旅費の支出について、旅行命令簿、復命書、支出負担行為整理書兼支出調書(旅費)及び債権者内訳書兼旅費支出明細書を精査したところ、広島県会計規則等に基づいて支出手続がなされていることを確認した。旅費は次のとおり支払われている。

旅行確認日	平成18年5月27日
確認方法	復命書
支出決定日	平成18年10月2日
支払年月日	平成18年10月5日
支出額	52,224円

平成18年10月5日に支給された旅費52,224円は、旅費条例の該当の各条項に照らして、適正な金額であった。

3 判断

以上のような事実関係等の確認などに基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 旅行命令の公務性について

条例第4条第1項の規定により、旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。県立学校の職員へ旅行命令を行う権限は、事務委任規程第1条第5号の規定により、県立学校の校長に委任されている。

旅行命令権者である学校長が旅行命令を発する際には、当該旅行の職務との関連性、校務運営状況等を考慮して判断する必要がある。

広島北養護学校長の「第59回全国高等学校長協会総会・研究協議会」への出席は、国の教育改革の動向や全国の特徴ある取組みを幅広く学び、広島北養護学校の教育活動に活かすことを目的としたものであり、広島北養護学校長の職務と関連があるものと認められ、また、旅行命令権者である当該校長が学校行事等校務運営状況を考慮して発したものであり、校長として許容される裁量の範囲内のものと認められる。

(2) 旅費の支出について

当該出張について、旅行命令及び旅費の支出に関する手続は、関連諸規程に則り適正に行われ、その額も適正なものと認められる。

以上のことから、広島北養護学校長の「第59回全国高等学校長協会総会・研究協議会」出席に係る旅行命令は、違法・不当であるとは認められず、これに基づく支出も違法・不当であるとは認められない。よって本請求は、理由がないので棄却する。